

Title	カントの所有論
Sub Title	Eigentumslehre bei Kant
Author	樽井, 正義(Tarui, Masayoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1982
Jtitle	哲學 No.75 (1982. 12) ,p.143- 163
JaLC DOI	
Abstract	<p>Im ersten. Teil der Rechtslehre in der Metaphysik der Sitten behandelt Kant das Recht, das er "das auBere Mein" nennt und als meine ausschlieBliche private Befugnis gegen alle Personen, einen Gegenstand zu gebrauchen, definiert. Die Definition enthalt zwei verschiedene Verhaltnisse, namlich eines, das zwischen mir und dem Gegenstand, und ein zweites, das zwischen mir und den Anderen besteht. Die beiden unterscheidet Kant deutlich von einander und untersucht jedes davon je in einem Kapitel seiner Privatrechtslehre. Im vorliegenden Aufsatz wird erstens der Inhalt und der Umfang des Begriffs "Besitz" als Verbindung einer Person mit ihrern. Gegenstand dargestellt, was als das Hauptthema des 1. Kapitels gilt, and zweitens die Fragestellung des 2. Kapitels erortert, wie einer Person die Befugnis erteilt wird, alien Anderen Zurickhaltung aufzuerlegen. Damit beabsichtigt der Aufsatz folgendes zu zeigen : An Kants Begriff des Eigentums wird deutlich, daB die gesamte Sphare des Privatrechts von Individuen nach dem Prinzip der intelligiblen Ordnung begri.indet wird. Daraus folgt explizit das intersubjektive soziale Wesen des Rechts bei Kant. Diese Hinsicht wird ihm moglich auf der Basis seiner vorher entworfenen kritischen Philosophie.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000075-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カントの所有論

樽 井 正 義*

Eigentumslehre bei Kant

Masayoshi Tarui

Im ersten Teil der Rechtslehre in der *Metaphysik der Sitten* behandelt Kant das Recht, das er „das äußere Mein“ nennt und als meine ausschließliche private Befugnis gegen alle Personen, einen Gegenstand zu gebrauchen, definiert. Die Definition enthält zwei verschiedene Verhältnisse, nämlich eines, das zwischen mir und dem Gegenstand, und ein zweites, das zwischen mir und den Anderen besteht. Die beiden unterscheidet Kant deutlich von einander und untersucht jedes davon je in einem Kapitel seiner Privatrechtslehre.

Im vorliegenden Aufsatz wird erstens der Inhalt und der Umfang des Begriffs „Besitz“ als Verbindung einer Person mit ihrem Gegenstand dargestellt, was als das Hauptthema des 1. Kapitels gilt, und zweitens die Fragestellung des 2. Kapitels erörtert, wie einer Person die Befugnis erteilt wird, allen Anderen Zurückhaltung aufzuerlegen. Damit beabsichtigt der Aufsatz folgendes zu zeigen: An Kants Begriff des Eigentums wird deutlich, daß die gesamte Sphäre des Privatrechts von Individuen nach dem Prinzip der intelligiblen Ordnung begründet wird. Daraus folgt explizit das intersubjektive soziale Wesen des Rechts bei Kant. Diese Hinsicht wird ihm möglich auf der Basis seiner vorher entworfenen kritischen Philosophie.

* 慶應義塾大学文学部助手

カントの『人倫の形而上学・法論の形而上学的基礎論』の第一部は、「外的な私のもの及び君のもの一般についての私法」と題されている。この「外的な私のもの及び君のもの das äußere Mein und Dein」と呼ばれる権利は、物権という狭義の所有権に限定されることなく、私法（民法）に属するほぼ全ての諸権利を包括する広義の所有権を意味している⁽¹⁾。

私的権利である私のものは、『私法論』の冒頭において、「もしもある他人が私の同意なしにあるものを使用することがあれば、その使用が私を侵害することになる、という仕方で私と結合しているもののことである」（§1）、と定義されている。所有概念の内包として対象の排他的私的使用を強張るこの定義には、「私」と「あるもの」、及び「私」と「ある他人」、つまり人格と物件（ないし物件と見做されるもの）、及び人格と人格という二つの関係が含まれている。カントは法あるいは権利を構成するこの二つの関係を判明に区別し、前者を私法論第一章で扱われる主題とし、後者を第二章で考察される課題としている。

この小論は、カントが峻別するこの二つの関係に注目する。そしてまず、第一章の議論を概括して、カントが人格と物件との関係を見る視点と、そこからの視界に取められる対象を明示すること、次に、第二章の、それも債権等とは異りその成立に特定の他の人格が関与することのない物権についての論考を整理して、カントがそこに人格と人格との関係を見出す次第と、それを重視する意味を把握すること、最後に、こうしたカントの所有論が、これに先行する彼の批判哲学とどのように関連しているのか、また近世の所有についての学説史の中にどのような位置を占めているのかを瞥見すること、これがこの小論の課題である。

1

上に引用した私のものの定義に続いて、「使用一般の可能性の主観的条件は占有 Besitz である」（§1）、と述べられている。ここで占有とは、私

のものという所有の権利ではなく、その一つの条件としての、私と私の意思の対象との何らかの結合関係を意味している⁽²⁾。第一章での議論は、この意味での占有を廻って行われている。

これまでに見たような基本的な概念を予め提示した後で、「外的なあるものを自分のものとして持つ仕方について」という標題を持つ第一章の本論は、「ある物件を自分のものとして持っている」と主張しようとする者は、その対象を占有していなければならない (§3)、という命題によって始められている。私がある外的対象と何らかの仕方で結合していなければ、他人によるその使用が私を侵害することはないのである。そこで次に、どのような結合関係が、ある外的対象を私のものと主張しうる条件と見做されるかが「解明」される。ここでカントは占有を二つの観点から見ている。

私が手にしているリンゴや、私が宿営している土地は、私の身体を介して物理的に、今此処にという時間的空間的制約の下で私と結合している。こうした結合は、「経験的占有 *der empirische Besitz*」と呼ばれる。この占有だけを根拠に、ある外的対象を私のものと呼ぶことはできない。レストランで食事をする時に用いる食器や、誤って手にした誰かの傘は、私と物理的に結合してはいるが、私のものではない。このように、経験的占有は必ずしも私のものの条件とはなりえない。

経験的占有を妨害すること、つまり私の手からリンゴを奪い、私を宿营地から追い立てることは、私の意思に反してなされる限り、確かに「他人の強要する意思からの独立」(法論の区分, B) という私の自由を、つまり「内的な私のもの *das innere Mein*」を侵害することにはなるが、必ずしも外的な私のものまで侵害することにはならない。カントは、「生得の権利」である前者を法論への序文でのみ扱い、本論ではもっぱら「取得される権利」である后者だけに考察の対象を限定している。

前述の場合とは逆に、私の手を離れて別の所にあるリンゴや、私が立ち去って今は身を置いていない土地は、私との間に物理的な結合関係がない

にもかかわらず、私のものと呼べることがある。友人に貸した本や、盗難に遭った自転車は、他人の許にあって私と物理的に結合していなくても、なお私のものであり、それ故に私は返却を求めることができる。しかし、それが私のものであるとすれば、その条件として、それと私との間に何らかの結合関係がなくてはならない。つまり、ある外的対象を「私のものと呼ぶことができるのは、私がたとえその対象を物理的に占有していなくても、なおかつある別の仕方現実的に（従って非物理的に）占有していると主張できる場合だけである」（§4）。ここに示された今一つの結合関係は、「可想的占有 *der intelligible Besitz*」と呼ばれる。

上の解明が行われた結果、冒頭に示された私のものの定義に補正が加えられ、「外的な私のものとは、たとえ私がそれを占有していなくても（その対象の所持者でなくとも）、私がそれを使用するのを妨げることが侵害となるであろうようなものである」（§5）、という実質的「定義」が述べられる。ここでの占有は言うまでもなく経験的占有のことであり、「所持 *Inhabung*」という語も同じく私と対象との物理的結合を意味している。

この定義が形式的ではなく実質的であるということは、それが、私のものという権利が可能であることの論証、つまりその「演繹」にも役立つということである。しかし、この定義に続いて行われているのは、この権利そのものの演繹ではなく、その主観的条件としての可想的占有の演繹である。第一章の主題は、ここにも明らかなように、人格とその意思の対象との関係としての占有に限定されている⁽³⁾。

所持を必ずしも伴わない可想的占有の可能性の根拠は、「外的なもの（使用しうるもの）が誰にとっても彼のものとなりうるように、他人に対して行為することは、法的な義務である」（§6）という、これ以上のいかなる証明も不可能な「実践理性の法的要請」の内に求められる。この要請は、誰もが外的対象を自分のものとして使用することが許容されなくてはならない、ということ述べている。先の解明が既に示したように、外的な私

のものあるいは彼のものは、ただ可想的占有にのみ基いて成立するのだから、要請に従って彼のものが存在すべきであるならば、その条件である可想的占有もまた可能でなくてはならないことになる。

以上のように、解明、定義、演繹を経て、第一章本論の結論が、この章の標題に対応する形で、次のように述べられる。「こうして、私の外に存在するあるものを私のものとして持つ仕方は、時間と空間におけるこの対象との関係に依拠することなく、可想的占有の概念に従ってなされる、主体の意志とその対象との純然と法的な結合である」 (§7)。従って、ある外的対象が正当に私のものであるか否かを判断する際には、つまり「純然と法的な占有」という概念を実際の場面に「適用」する時には、「占有の経験的表象である所持」の代りに「空間的・時間的條件を全て捨象した持つこと Haben」の概念が、そしてその対象が「私の支配力の下にあること in meiner Gewalt sein」だけが考えられることになる。占有という概念は、一般には対象の事実上の支配を意味しているが、ここではこの支配は、言うまでもなく、占有者の身体その他を介しての物理的・経験的なものとは別種のものである。

以上の考察においてカントが意味しているのは、占有すなわちある人格とその意思の対象との結合関係を見る際に、それを経験的事実として見る観点、いわば自然科学者がとる観点と、それとは全く異なる今一つの観点とがあるということ、そして、私のものという権利が、あるいはその一つの条件、つまり法律要件としての占有が問題とされる場合には、後者の観点をとらなくてはならない、ということである。

つまり、私がある対象を身体を介して所持しているか否か、あるいはどのような仕方で物理的な支配力の下に置いているかというように、占有が事実問題として考察される場合には、前者の観点に立つことは妥当である。しかし、私は正当に対象を占有しているのか、法的な私のものを成り立たせている条件は何かという、権利問題として占有を探究しようという

のならば、前者の観点を離れて後者の観点をとらなくてはならない。私のものの条件は、私と対象との物理的経験的結合ではないのである。⁽⁴⁾

それでは、法的な意味での外的な私のものの主観的条件は何であるのだろうか。この問に対する答えは、これまでのところ、非経験的占有という否定的な形のものでしかない。可想的な占有、そして更には法的な私のもとは何であるのかを、つまりこれらの概念の内包を積極的な仕方提示することは、第一章の主題を超えており、第二章に引き継がれる課題である。

ところで、上に述べた二つの観点に対応して、私にとって外的であるものという表現の意味することも異っている。経験的占有を見る観点においては、それは、私のいるところとは「時間的空間的に、ある別のところに見い出される対象」のことであるが、可想的占有を考える観点からすれば、「ただ私とは区別される対象」である (§1,7)。そこで、第二章の課題の検討に移る前に、可想的占有の対象となりうるもの、あるいは外的な私のものという権利に数えられるもの、つまりそれらの概念の外延を、そもそも私は外的対象にどのような態度で臨むのかを考察することによって、探ってみたい。

この考察には、実践理性の法的要請が手掛かりを与えてくれる。この要請は、先に可想的占有の演繹の根拠として示された箇所では、他人に対して彼のものを確保する義務を表していたが、別のところでは、「私の意思のいかなる対象も、私のもものとして持つことが可能である」 (§2) という、私が対象一般を法的に持つことの許容を求める命題として示されている。私の意志の対象とは、「それを使用することが物理的に私の力量の内にあるもの」、つまりそれを利用し統御する能力が私にはあると意識されているもののことであるが、それにもかかわらず、法的にはその使用が私の力量の及ぶ範囲内にないとされるならば、「使用可能な対象を一切の使用可能性の外に置くことによって、すなわちこの対象を実践的観点からす

れば無いものにし、無主物にすることによって、自由は、自分の意思がその対象に関して行う使用を、自ら放棄することになるだろう」が、これは「外的自由の自己矛盾」と言わざるを得ない（同）。

この要請から、私が外的対象に対してとる基本的な態度を見てとることができる。ここで私は様々な目的を意欲し、そしてつまるところ自分自身を究極の目的とする主体であり、対象はこの目的を外的に実現するために、一方的に手段として使用される客体である。生存という生物学的目的のために、飲食という直接的な形で対象を消費するにしろ、またより複雑な精神的文化的目的のための生産の道具として、対象を利用するにしろ、ともかくも人間が自分の欲求する目的を実現し生きるためには、自分の力量の及ぶ範囲内にある対象を手段として使用することが不可欠である。この実践的事実は、法においても人間の基本的な権利として許容されなくてはならない。要請が表現しているのは、このことにほかならない。

私が対象に臨む態度、目的と手段との関係は、カントの批判哲学に既に明瞭に見い出すことができる。そこでは、理性を有するものとそうでないものという客観的存在論的な区別に基づいて、「全ての被造物の中で、〔人間が〕意欲し支配しうる一切のものは、単に手段としてのみ使用されてもよい。ただ人間だけは、また人間と共に全ての理性を備えた被造物は、目的そのものである」（『実践理性批判』155f）、と述べられている。理性的存在者は、目的そのものとして絶対的な尊厳を持つ人格と呼ばれ、手段として相対的な価値（価格）を持つにすぎない非理性的存在者は、物件と呼ばれる⁽⁵⁾。

しかし、主観的実践的に見れば、人間はその自然本性上、例えば種の保存という目的に際して、また一般に社会生活を営む以上、目的そのものである他の人格をも物件として使用せざるを得ない。この人格を物件化する必然性を、「君自身の人格と他の全ての人格における人間性を、常に同時に目的とし、決して単に手段としてのみ使用することのないように行為

せよ」(『人倫の形而上学の基礎づけ』IV 429), という定言命法の人格の法式は考慮し, 許容し, その場合に満たされるべき条件を明示している。手段として使用されるものには, 有体物としての物件のみならず, 人格そのものではないにしても, 直接それに帰属している何かも, また含まれることになる。

先に見た要請における私の意思の対象は, 意思の対象であるという以外の, 客体の実質的性質を全て捨象したものであり, また可想的占有における外的対象は, 私とは区別される対象を意味している。そして, 冒頭に見たように, 私のものという権利の内容は, より一般的には私が対象に臨む態度は, 批判哲学以来もっぱら使用に限定されている⁽⁶⁾。こうした表現は, 対象の外延が単に有体物に限定されることなく, 人格に帰属するものにまで拡大されることを可能にする。

この広範な対象世界は, 『第一批判』に示された関係の категория に準拠する形で秩序づけられ, それによって, 批判書においては暗黙の内に想定されていた外的な私のものとされる対象の拡がり, 次のように明示的に列挙される。それは, 第一に, 他のものの偶性や属性ではなく「実体」そのものと見做される有体物件, 第二に, 他人格が行う給付の「原因」としての他人格の意思, そして第三に, 家族における私の状態(夫, 親, 家長であること)と「相互関係」にある他の人格の状態(妻, 子供, 奉公人という身分), の三つであり, このそれぞれに, 物権, 債権または対人権, そして物権的債権と呼ばれる身分権が対応する (§ 4, 10)。これらの権利に, 既述したように『私法論』での考察から予め除外された内的な私のものである人格権を加えれば, 一般に私法(民法)で扱われる基本的な権利が全て網羅されることになる。

カントは一方において, 狭義の所有権である物権に無体財産権をも算入し, 他方では今見たように, 私が対象を使用する権利を, つまりこの所有権そのものを民法の全ての権利にまで敷衍している⁽⁷⁾。従って, カントにお

ける広義の所有権である私のものは、この広範囲の対象世界に対して、それを自らの掲げる目的を実現するための手段として使用し、そこに自らの外的な実践世界を構成する、能動的な主体としての人間の態度を表現していると言えるだろう。

2

「外的なあるものを取得する仕方について」という標題をもつ第二章では、第一章と異り私のものという権利一般についてではなく、物権、債権、物権的債権のそれぞれについて、特に外的対象が取得され、それについて権利が発生する過程に留意して、考察がなされている。

一般的に言って、一方の側の権利には他方の側の義務が対応する。換言すれば、一方の側の権利は他方の側に拘束を課す。このことは、特定の他人のものから導き出される債権や物権的債権の場合には、容易に見て取ることができる。これらの権利は、当事者双方の共同の意志の働きである契約によって取得されるのだから、債権者は、債務者という特定人格を債務の履行に関して拘束する相対権を持つ⁽⁸⁾。またこの契約によって、対象は時をおくことなく債務者のものであることを止めて債権者のものになるのだから、つまり片時も無主物となることなく常にいずれかの当事者のものであるのだから、他の全ての人格は常に必然的にその対象の使用を差し控えるよう拘束されているといえる⁽⁹⁾。こうしてこの二つの権利は、全ての他者に対する絶対権でもあることが推定される。従って、もともと存在している権利の移動を扱う債権論と物権的債権論では、両方の権利にまつわる権利と義務（拘束）の関係としての、ある人格の他の全人格に対する関係は、自明のことといえることができる。

しかし、物権の場合は事情を異にする。物権は「根源的に、つまりある他人から導き出されることなしに」 (§10) 取得され、全く新たに発生する権利である。この権利の対象は、特定の誰にも属していない有体物件であ

り、従って私だけの一方的な意思によって私のものとなる。そして私のものである以上、他の全ての人格を拘束する絶対権である。しかし、「私は一方的な意思によっては、ある物件の使用を差し控えるべき拘束を本来負っていないはずのいかなる他人にも、そうした拘束を負わせることはできない」 (§ 11) はずである。そうでなければ、他人の自由はありえないことになる。それでは、「ある物件のいかなる占有者にも対抗しうる権利」(同) という絶対権として名目的に定義される物権は、いかにして可能なのだろうか。私の一方的な意思が他の全ての人格に拘束を課す権能をなぜ持つことができるのだろうか。この「容易に洞察することのできない」 (§ 10) 問に答えることが、物権論における中心的課題である。

この問とそれに対する答えは、『物権論』の冒頭で与えられ、以下にその論証が展開される。この論証は、物権としての私のものの取得、つまり根源的な取得の可能性の根拠を求める形で行われる。

物権において取得されるべき対象は有体物件である。その中でも、原理的に見てまず第一に取得されなくてはならないのは土地であるとされる。なぜならば、「土地は……その上にある一切の可動物との関連において実体と見做されるが、そこにある可動物は内属物としか見做されない」 (§ 12) からである。第一章の検討の末尾に見たように、有体物件の存在は、実体と属性あるいは偶性のカテゴリーによって序列づけられる。そして、「従物はその主物に従う」 (§ 17) という法理⁽¹⁶⁾に則って、土地以外の物件は、それが置かれている土地を予め取得していなければ、私のものとは言えないが、土地を取得すれば、そこにある他の物件も同時に私のものになる。こうして、物権にとって主要な対象は土地であることが示される。このことは、以降の論証にとって、極めて大きな意味を持つことになる。⁽¹⁰⁾

さて、人間はこの地球上に生を与えられた生物であり、土地は生活を営んで行く上で必須のエレメントである。従って、「全ての人間は、根源的に (つまり、意思による一切の法的行為に先立って) 土地を適法に占有し

ている。すなわち人間は、(自分の意志によることなく)自然や偶然が置いた場所に居る権利を持っている」 (§13), と考えることができる。この正当な占有の対象であり、そこに人間が置かれている土地は、地球の表面として、有限で且つ一体を成している。とすれば、全ての人間が同一の対象を占有している、つまり有限な地表を共同占有していることになり、ここに一つの共同体が必然的に想定される。人間のいかなる法的行為にも先行し、自然そのものによって設定されたこの占有は、「根源的総体的占有 *ein ursprünglicher Gesamtbesitz*」と呼ばれる理念であり、ある思想家達によって人類史の初期にあったと想像されているが、その実在は証明不可能である「原始的総体的占有 *ein uranfänglicher Besitz*」, つまり原始的共同体とは区別される。

この根源的総体的占有という理念は、人間が土地一般を正当に取得し使用する可能性を与える。またそれは、対象である土地が地表として有限一体であるという経験的事実を手懸かりに想定される。それゆえにこの理念は、「根源的取得の経験的権原」と言うことができる。

こうして、土地一般の取得の権原は根源的総体的占有の中にある。また、一定の区画された土地が意思の対象として意識されれば、つまりそれを使用する力量があれば、実践理性の法的要請に基いてそれを私のものとするのが可能である。しかし現実に土地の一区画を取得する為には、ある意志の働きが必要である。この時間空間の中での土地の所持を開始する行為は、「占有取得 *Besitznehmung*」, 「把捉 *Apprehension*」, あるいはまた「先占 *Bemächtigung*」と呼ばれる。この経験的行為が、外的自由の法則、つまり「君の意思の自由な行使が、誰の自由とも、ある普遍的法則に従って両立しうるような仕方で、外的に行為せよ」(法論への序論, §c), という法の法則と調和しうるための条件は、「時間に関して先んずること」 (§10, 14) 以外にはない。これが、「根源的取得の仕方」である。

しかし、窮極的な権原は未だに明らかにされていない。なぜならば、こ

の根源的取得は私一人だけの一方的な意思によって行われるものであり、一方的である以上、既に見たように他者にその区画された土地を使用しないよう拘束を課すことはできないからである。

万人に対するこの拘束の根拠は、先の根源的総体的占有という理念を手懸かりにして見出すことができる。この理念に「アプリアリに対応する」 (§6) ものとして、「万人の統合した意志 *der vereinigte Wille aller*」という今一つの理念が想定される。占有とは人格とその意志の対象との結合関係であり、その一方に対象である土地の地表としての一体性が置かれるならば、他方にはそれに対応して、全ての人格の統一体が措定されることになる。万人に拘束を課すことができるものがあるとすれば、それはこの万人の統一された意志に外ならない (§11, 14)。従って、ある区画された土地を取得しようとする一方的な意志には、この万人の結合した意志に「含まれている」限りでのみ、他の全ての人格にその土地の使用を差し控えるようにとの拘束を課す権能が与えられることになる (§14)。別の言い方をすれば、土地一般は共有されているのだから、その一部をある人が私用するということは、他の全ての人々がそれを許容し承認し、その土地の使用を差し控えることによって初めて可能になる。つまりある人による私用は、彼を含めた全ての人の意志によってのみ可能になるのである。従って、いかなる占有者にも対抗しうる権利という、先に見た物権の定義は、「特殊な意思が、総合的普遍的意志に含まれ、その法則に一致すると考えられる限りで、ある対象の使用に対してもつ権能」 (§17) を意味していることになる。こうして、土地の根源的取得の真の権原、先の経験的権原に対して言うならば「可想的権原」は、万人の結合した意志にあることが示される。

以上の考察によって、この章の課題に対して解答を示す準備は整った。それを明瞭に提示するために、根源的取得の対象、経験的権原、仕方、そして可想的権原と順を追って展開されてきたこれまでの論証を整理して見る必要がある。これを、カントが「根源的取得の諸契機」 (§10) と呼ぶも

のに即して行くと、次のように言えるだろう。私は、(一) 他の全ての人格と共に根源的総体的占有をしている土地の一区画を、法の法則と実践理性の法的要請に従って「把捉(先占)」し、(二) それを占有していることを他人格に「宣言 Bezeichnung」し、(三) 私のこれを行う意思が万人の統合した意志に適う限りで、これを「専有 Zueignung」する。この最後の契機によって、他の人格が私の意思に一致するよう拘束され、私のものが成立する。この場合に、第一第二の契機によって経験的占有が開始されるのだが、それが法則と要請に従って正当に行われ、また第三の理念に適うことによって、この占有は可想的占有になるとされる。こうして、これまでの論証は、第一章に示された占有を見る二つの観点を同様に前提し、その一方から他方への移行として行われていたことが明らかにされる。

同じことは、第二章の結論として、繰り返しより詳細に述べられている。「拘束を負うことのない諸対象に対する人格の関係としての占有から、その感性的諸条件を除去あるいは度外視(捨象)すれば、残るものは一人格の諸人格に対する関係に他ならない。この関係において一人格の意志は、それが外的自由の公理、能力の要請、そしてアプリアリに統合されたと考えられる意志の普遍的立法に適っている限り、物件の使用に関して全ての諸人格を拘束する。つまりこの関係は、対象(私が占有する物件)は感覚の客体であるにしても、物件の可想的占有、すなわち純然たる法による占有である」 (§17)。従って、この章の課題に対する答えは次のようにまとめることができる。私の一方的な意思は土地の一区画を、(一) 外的自由の法則に従って(この場合経験的には、他人よりも時間において先んずることとされる)、私の支配力の内に置き、(二) 実践理性の法的要請に基づいて、それを使用する能力を持ち、そしてこれが肝要なのだが、(三) 万人の統合した意志の理念に適う限りで、それを私のものにしようと意志する場合に、そしてその場合にのみ、他の全ての人格はその使用を控えるよう拘束され、私のものは取得される⁽¹¹⁾。

この三つの原理は、「外的取得の原理」 (§ 10) と呼ばれ、物権のみならず、外的な私のもの一般を取得しようとする時に、考慮されるべき前提条件とされる。経験的条件の中で行われる占有は、これらの原理に則ってなされる場合にのみ可想的占有と見做される。つまり、三つの原理は、私のものの主観的条件としての私と私の意思の対象との結合関係を、可想的に規定するものである。こうして、第一章では単に経験的ではないという消極的な形でしか表現されなかった可想的占有に対して、ここに初めて積極的な規定が与えられる。⁽¹²⁾

こうして、根源的取得を行う私の一方的な意思が他の全ての人格を拘束する根拠あるいは原理は明らかにされたが、ここで、この章の考察の冒頭に述べた権利と拘束あるいは義務との関係に、今一度立ち帰って見たい。

権利と拘束との関係は、人格と対象との間に成り立つものではない。このことは、物権論の冒頭と末尾において、繰返しきっぱりと否定されている (§ 11, 17)。例えば、私がある物件に労働を投下することによって、私はその物件を使用する権利を持ち、物件は私のものとなるべく拘束される。またそれゆえに、この物件は他の人格の使用を拒否する権利を持ち、他の人格は使用を控えるべく拘束される。こうしたことはありえない。およそ権利と拘束の関係は、人格と人格の間にも成立するものである。先に引用された第二章の結論は、このことを端的に定式化している。法的関係とは、そもそもこの権利と拘束の関係に他ならないのだが、それが人格と人格の関係において成立するものであることは、「法とは、ある人の意志が他の人の意志と、自由の普遍的法則に従って調和させられるための諸条件の総和である」(法論への序論, § B), という法の定義によって明らかである。法が人格と人格との関係であり、それを規定しているものが、万人の結合した意志という理念に代表される可想的原理であるならば、この原理こそが、外的な私のものという権利の客観的条件であると言えるだろう。⁽¹³⁾

3

カントの私法論の第一章および第二章における議論を整理し検討した後で、最後にまとめとして、これまでの考察から明らかになる彼の広義の所有論の主要な成果を指摘し、その意義と、それを可能にした前提を確認したい。

まず第一に、第一章の主題である所有権の主観的条件としての人格と対象との結合、つまり占有に関する議論では、占有の対象を私とは区別されるもの、私が使用しうるものとすることによって、一方では所有権の対象が広い範囲に拡大され、他方では私法あるいは民法に属する全ての権利が統一的に把えられている。カントにとって所有権とは、人間が、使用する力量を持ちまたそれが許容される多様な対象を、可想的な原理に従って秩序づけ、各自の外的実践世界を構築することを意味する。可想的な秩序に従ってなされる一切の外的行為、つまり生活の道具や生産の手段を獲得し、個々の他人と交流し、ある集団に属し、家庭を築き営む、といった人間の活動が、所有権の下に包括される。人間はこうした活動によって、自分というものを、自己の同一性を、外的に確立するのだが、それを保証するものが所有権である⁽¹⁵⁾。

人間によるその外的行為世界の主体的能動的構成という所有権のこの側面は、ロックによって代表される、所有権を労働によって根拠づける理論の中心的な思想を継承するものである。しかし、労働それ自体を、つまり対象との経験的結合を所有権の権原と見ることに、カントは同意せず、ルソーから継受された一般意志という可想的な原理の内にそれを求める⁽¹⁸⁾。この原理が、次に見るように、カントが所有権を社会的関係として把える契機をなしている。

すなわち第二に、法あるいは権利と義務との関係は、カントにとって、可想的な原理によって統制される、人間と人間との関係である。所有権の

権原を感性的な人間と対象との関係の内ではなく、理性的な人間と人間との関係に求めることにより、カントは、所有権を規定しているものが社会的関係であることを示している。⁽¹⁶⁾第二章の議論において、こうした発見の直接の手掛りとなっているのは、類を形成する全ての人間が、有限で一体をなしている地表を占有しているという事実である。この場合、一人がある対象を使用することは、必然的に他の全員がその使用を断念することによって可能になる。この状況を構成する全ての人間の同意が、万人の統合された意志という理念であるが、この理念は、それぞれの人間の所有権の認否の基準であり、またその権原であると共に、この所有権が正当に配分されるために建設されるべき国家の原理ともなっている。

カントの所有論が明らかにした成果と見做される、所有権という概念の広義の解釈とその社会的性格の指摘とは共に、占有を見る二つの観点の区別と、法的问题の考察に際してのその一方から他方への移行あるいは転換という作業によって、初めて可能になったものである。同一の対象を二つの異った観点から考察すること、つまり経験的「視点」、あるいは「立場」と先験的なそれから眺めることは、『第一批判』が教えたことであり、この二つの観点に応じてその「視界」の中に、一方には必然的な自然法則が支配する感性界、他方には自由の法則が統制する可想界が展望される。⁽¹⁷⁾実践理性が関わる領域はこの可想界であり、その秩序は『基礎づけ』において定言命法の諸法式として示された。法は、この実践理性の領域に属しており、その一部である私法の則るべき原理が、法の法則、実践理性の法的要請、そして万人の結合した意志である。こうして、ここに検討したカントの所有論は、それに先行する批判哲学を前提していることが理解される。

注

カントのテキストからの引用箇所は、『法論』は節の番号あるいはそれに準ずるもので、批判書は原版の頁付で、その他はテカデミー版の巻数と頁付

で、それぞれ記す。

『法論』の訳出にあたっては、吉沢伝三郎訳（理想社）と加藤新平・三島淑臣共訳（中央公論社）を参照した。

- (1) 私のもの *meum* という語は、ローマ法において所有を表す語の一つであった。船田享一『ローマ法』第二巻、岩波書店、1969年、399頁参照。
- (2) §3,17参照。また、『準備草稿』には、「占有とは、意思のある容体と主体のこれを使用する能力との結合である」(XXIII 217)、と述べられている。
知念英行「カントの社会思想」新評論、1981年では、「一般の言語慣用にしたがって」(118頁) *Besitz* に所有という訳語があてられている。確かにそう訳せる箇所もあるが、カントがこの語で指しているものは、広義の所有権でも狭義の所有権でもなく、それらとは判然と区別されている。
- (3) §6の第四段から第八段には、人格と人格との関係を表す「土地の生得的共同占有と……普遍的意志」が語られているが、この部分は明らかに誤ってここに挿入されている。このことは、『法論』の出版から150余年を経て初めて、Friedrich Tembruch: *Über eine Notwendige Textkorrektur in Kants "Metaphysik der Sitten"*, in: *Archiv für Philosophie*, 3 Bd, 1949, S. 216ff によって指摘された。第一章が人格と対象との関係に限定されていることは、これまでのカント法哲学研究では十分に留意されていないが、その原因の一つはこの誤った挿入にあると思われる。
- (4) 経験的占有と可想的占有の区別は、その名称はともかく内容からすれば、決してカント特有のものではない。ローマ法においても、身体による占有 *corpore possidere* と法による占有 *iure possidere* の区別がなされていたという。Max Kaser: *Römisches Privatrecht*. München 1979⁴¹, S. 95参照。また法や権利の根拠を観念的なものに求めることは、自然法あるいは理性法の伝統においては一般的なことである。カントの独自性は、この区別の批判哲学的解釈にあるといえるだろう。
- (5) 『人倫の形而上学』では、帰責能力 *Zurechnungsfähigkeit* の有無によって、人格と物件との区別がなされている（人倫の形而上学への序論, IV）。この点については、『第一批判』B 582 ff も参照。
- (6) 我国の民法第206条にも見られるように、所有権の内容には一般に、使用、収益、処分が含まれている。カントも狭義の所有権である物権には、「自分の物件を任意に処分する権利」 (§17) を認め、この権利をも含む「ある物件における完全な権利」 (§33. II) である物権を、所有権 *Eigentum* と呼んで

いる。

- (7) カントは、「あらゆる技芸、工芸あるいは芸術あるいはまた学問も、所有物にかぞえられる」(『理論では正しいが、実践には役立たない、という通説について』VIII 295)として、無形財産権も物権に加えている。

また Ernst Swoboda: Kant und das Zivilrecht, in: Kant-Studien, Bd 43, 1943 は、「カントの法論を援用することによって、ツァイラーは所有権をも、ローマ法の窮屈な制約から解放した」(S. 385),そしてそれは1811年のオーストリア普通民法典に実定化された、としているが、この見解は、Franz Wieacker: Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, Göttingen 1967², S. 336によれば、戦後のオーストリー法学者の研究では支持されていない。

- (8) 物権的債権の内、出産により権利が生じる親権は別だが、婚姻権も家長権もその個々の権利の取得には契約が伴う (§ 24, 30). しかし、この権利そのものの権原は自然による許容法則の中に求められる (§ 22).
- (9) 契約を構成する両当事者の「約束と受諾という二つの働き」は、経験的観点から見れば時をおいて継起するものであるが、可想的観点から見れば、経験的諸条件は捨象されるので、「単一の共同意志から生じるものとされ、このことは同時にという言葉で表現される」 (§ 19).
- (10) 物権の主要な対象を土地とするカントの見解は、土地が主要な生産手段であった十八世紀東プロイセンの社会経済状態を反映していると言えるだろうが、同時にまたこの見解によって、対象の有限性という、今日のエネルギー問題や環境問題にとっては自明の前提とそれ故の所有の社会性が指摘されることになる。
- (11) 片木清「カントにおける倫理・法・国家の問題」法律文化社、1980年は「可想的占有が成立するためには経験的占有が前提され、経験的占有が成立するためには、可想的占有が前提される、という循環論が成り立つ」(119頁)としている。この「循環論」の前段は、「可想的占有はまた‘時間的優先’すなわち‘先占’という経験的条件を原因としてのみ成立する」と説明されているが、これは適確な表現ではない。一方的意思によって経験的になされる先占(経験的占有)は、法の法則を含む三つの取得の原理に適うと見做される時に、つまり例えばこの原理の一つである法の法則に適って時間的に優先している場合に、可想的占有としても妥当するのである。ここで三つの原理あるいはそれを内容とする可想的占有は統整的な理念であり、時間的優先はそれに従うべき経験的表象である。統整的なもの(可想的占有)と被統整的な

もの（経験的占有）の関係には、指摘されるような循環はない。

また、Gerhard Luf: *Freiheit und Gleichheit, Die Aktualität im politischen Denken Kants*, Wien/New York 1978 は、理念が統整的原理であることに注意を向けながらも (Vgl. bes. S. 92f), 例えば、「カントは経験的に与えられている所有の構造から出発し、この経験的質料について、それが、自由の要請に由来するある規範的な意志の現象形式と理解されうるためには、どのような制約がアプリアリに与えられていなくてはならないかを吟味している」(S. 80), と述べているが、これも不正確である。現象するものは、統整原理ではなく構成原理である。

- (12) Howard Williams: *Kants Concept of Property*, in: *Philosophical Quarterly*, 27, 1977 は、「権利とは、わけても所有権は、自分にとってと同様他人にとっても効力を持つものでなくてはならない。そうでなければ権利とは言えない。カントはこの点について、すぐれて明確に理解していた」と正しく指摘しながらも、「しかし残念なことに、この点を彼は十分に探究していない。可想的占有は何に依拠するのかを見い出すことによりも、この占有がいかにして可能かを明らかにすることに、関心を向けているからである」(P. 34), と述べている。Williams は一章だけを論文の対象にしているが、彼がそこに見い出せなかったものは、二章に示されている。
- (13) Gerhard Lehmann: *Beiträge zur Geschichte und Interpretation der Philosophie Kants*, Berlin 1969, S. 195ff は、私のものの客観的条件を土地に求めようとして、それを根拠づけるために、私法論での演繹と“opus postumum”におけるエーテル演繹の比較を行っている。
- (14) Friedrich Delekat: *Immanuel Kant, Historisch-kritische Interpretation der Hauptschriften*, Heidelberg 1966² の、「外的な私のおよび君のものという権利概念は、‘人格の諸対象に対する関係’ではなく‘ある人格の意思が占有権を行使する際に、ある普遍的法則によって同時に制限され正当化される限りにおける’、‘その人格の諸人格に対する関係’についていわれる」(S. 327, ‘ ’ 内は §17 からの引用とされているが、この引用は原文通りではない、この小論の 155 頁参照), という指摘は正しいが、「この確認によって、カントは物権と債権とに共通するものを指摘した」、それは契約であるとしているのは、彼自身認めるように、「あまりに単純すぎる」(S. 328)。共通するものは、このまとめに示す以下の二点である。
- (15) このことを、Susan Meld Shell: *The Rights of Reason*, Tronto 1980 は、「徳は人格の自分との内的関係を含み、権利は人格と他の諸人格及び(自

然) 世界との外的関係を含む。こうした外的関係によって、人格の法的な実
体性が確立される」(p. 139), と述べている。

- (16) 川島武宜「所有権法の理論」岩波書店, 1949年は, 「所有権を人と物との関
係と考えることは, ……錯覚あるいは一面観」(8頁)であり, 「所有権は人
と物との関係において現れる人間と人間との関係である」(6頁), と述べて
いる。

カントがそれを観念的抽象的な仕方によってではあれ洞察していたこと
は, 既に多くの研究者によって指摘されている。例えば, Manfred Buhr
u. Gerd Irrlitz: *Der Anspruch der Vernunft*, Berlin (Ost) 1968は, 「カ
ントによる所有の社会的性格の強調は, 彼の主観的観念論を前提している。
つまり彼は, 理性のある対象との可想的關係の中に, 社会的な契機を把握し
ている」(S. 74), と指摘している。

これに反対する見解もまたある。カントをマクファーソンの言う所有個人
主義の一典型と見る Richard Saage: *Eigentum, Staat und Gesellschaft
bei Immanuel Kant*, Stuttgart u. a. 1973 は, 「一つには所有の経験的権
原を構成する根源的占有, 今一つにはその理性的権原を形成する一般意志
が, 一つの全体をなす不可分の契機である, というのは成程正しい。しか
し, だからといって, 次のことに変わりはない。すなわち, カントの所有概念
にははっきりと個人主義的傾向があり, しかもそうであるのは, 一般意志が
個々別々の所有に, それを追認するという仕方に関わるからである。」(S 22f),
と断言している。しかし, カント所有論を十九世紀のその先駆と見做す
Richard Schlatter: *Private Property*, New York 1951 は, 「ルソーが既
に行い, 後の観念論者達が行ったように, カントが想定したことは, 一般意
志は通常の場合であれば個々の所有者の要求を正当化するというものではあ
るが, しかしこの理論には, 所有は社会的産物であり社会的統制に従う, と
いうことが含意されている」(p. 256), と見ている。カントの所有論には,
第一章に明らかなように, 個人的契機が含まれている。しかしこの契機は,
第二章が示すように, 社会的契機の制約の下におかれている。

- (17) 「観点 Gesichtspunkt」は『第一批判』(B XIX)で, 「立場 Standpunkt」
は『基礎付け』(IV 458)で使われている語である。また, 「視界 Perspektiv」
は Friedrich Kaulbach から借りた用語である。彼の: *Der Begriff der
Freiheit in Kants Rechtsphilosophie*, in: *Philosophische Perspektiven*,
Bd 5, 1973 では, 「カントの法哲学における自由の概念と, 理論哲学およ
び実践哲学におけるこの概念の先験的な萌芽との関連」(S.78)を明らかにす

るために、それぞれの領域における主体と客体、あるいは人格と物件の配置関係が比較検討される。所有論においては、「法の法則において、法的主体である私にその都度示される立場、他の法的主体や物件に対する立場にこそ、自由は存する」(S. 89) こと、そして、「知性的な法関係を考え、それについて語りうるためには、私は、実践的な法的理性とそれによって規定される配置関係とが占めるべき立場を確保しなくてはならない」(S. 91) とすれば、そのために「しかるべき視界」(S. 89) が選ばれるべきこと、が提起されている。

- (18) この点については、拙稿「所有の労働理論に対するカントの批判」『イギリス哲学研究』第五号、1982年、25-33頁、参照。

カントは、1770年代中頃と推定される時期に、『美と崇高の感情に関する諸考察への覚書』の中で所有権に言及し、「私が労働を加えたものを他人は自分のものとは呼べない。もし呼べるとすれば、彼の意思が私の身体を動かしたと前提することになるだろう」(XX 67) と記している。Christian Ritter: *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, Frankfurt a. M. 1971は、この記述を、「行為者が作ったものは保護される。なぜならそれは人格の法的自由の成果であるから」、「……先占行為も労働遂行と同様、自由で法の原理に一致する行為と見做すことが出来る」(S. 212f)、と解釈し、そこに人格の自由の概念が見られるが故に、ここでの労働と、後の『法論』における先占とを同一視し、カントの批判哲学前と後の思想を、全く連続したものと見ている。

この見解を批判して、Reinhard Brandt: *Eigentumstheorien von Grotius bis Kant*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974 と Werner Busch: *Die Entstehung der Kritischen Rechtsphilosophie Kants*, Berlin/New York 1979は、この時期の所有論は労働理論であり、『法論』の立場とは区別されると主張している(前書 S. 169f, 後書 S. 28f)。

浜田義文「カント倫理学の成立」頸草書房、1981年が示すように、この時期にカントの自由概念は大きく発展している(131頁以降参照)。しかし、法的に見れば『覚書』の自由は、人格と人格との関係においてではなく人格と物件との関係において考えられているにすぎない。前者の関係に法の根拠が求められるには、批判哲学がまずもって前提されなくてはならない。